

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県石岡市長

公表日

平成27年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務並びに当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。1 予防接種法による予防接種の実施に関する事務2 予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務3 予防接種法による実費の徴収に関する事務4 統計処理、報告データ資料作成
③システムの名称	健康管理システム 宛名管理システム 中間サーバー エクセルファイル
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第17, 18, 19項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第13条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長	健康増進課長 宮崎 しづえ
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部健康増進課 茨城県石岡市杉並2-1-1 0299-24-1386
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康増進課 茨城県石岡市杉並2-1-1 0299-24-1386

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

